

第3期直方市子ども・子育て支援事業計画（案） パブリックコメント結果及び対応一覧

第3期直方市子ども・子育て支援事業計画（案）について、パブリックコメントにより提出された市民の意見の概要と意見への市の対応を、次のとおり取りまとめました。

No.	ページ	意見項目（該当箇所）	パブリックコメント意見の概要	対応	市の対応
1	はじめに	▼はじめに	大塚市長のあいさつ文中、「子どもへのアンケート調査によって把握したニーズや意見をできる限り反映できるように努めました。」とある。「こども基本法」が大切にしているこどもの意見を尊重するという視点から、とても重要なことである。しかし、その内容やアンケート結果が資料編になく、どのように反映されたかわからない。アンケート結果を資料編に追加することは可能であるか。	提案どおり	今回学童クラブの利用児童に初めてアンケートを行いました。その結果は本市のHPに掲載しています。学童で過ごす子どもたちにとって、学童は楽しく、ほっとする気持ちになる場所や仲良しのお友達がいる場所となっていることがアンケート結果から分かります。子どもたちにとって大事な場所であるという結果を含めこの計画を策定しているため、ご提案のとおり学童クラブのアンケート結果を資料編に掲載いたします。
	P47	▼ 第3章 計画の基本方針 1 計画の基本理念	計画の基本理念「自然が好き 人が好き 子どもたちの笑顔輝くまちづくり」、直方市民憲章から決められたこの理念に関して、直方市の自然豊かな環境を子育てに生かしていく具体的な施策が盛り込めていないように感じる。この基本理念を実現するための施策展開をどのように考えているか。	原案どおり	子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項「市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。」に基づき策定する計画です。同条第2項及び第3項に定められる内容について計画を実行することが、基本理念を実現させるものと考えております。
2	P57	▼ 第4章 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策の概要 2 地域子ども・子育て支援事業 〔3〕子育て短期支援事業（ショートステイ）	量の確保方策について「現状では、希望者全員対応可能です。」となっているが、量的確保は出来ていても質的確保が出来ていないのではないか。従来どおりすべてのニーズに対応できるか。自治体のショートステイが気軽に実家や親戚に預ける感覚で利用でき、息抜きやガス抜きができることで虐待の予防や行き詰ってしまつての親子分離の予防に繋がると考える。そのためには地域の里親等でのショートステイが必須である。里親等でのショートステイの実施を今後の取組として第3期計画に盛り込み早急な実施を提案する。	一部修正	ご意見をいただきまして、大変ありがとうございます。 里親制度については様々な事情で親と一緒に暮らすことができない児童に家庭的な養育を行う制度で信頼できる大人との愛着形成のために重要な制度です。ご提案の子育て短期支援事業においても市町村事業として里親に委託することができるようになっていきます。 本市で計画している子育て短期支援事業は現在市外の乳児院と児童養護施設の2カ所で実施予定としています。この児童養護施設等では複数人のスタッフが常駐し、子育て短期支援事業中の児童に対して十分な見守りや支援を行う体制や緊急時対応の体制も確保された施設で預けられた児童が安心して過ごすことができる環境になっています。短期間とはいえ24時間単位で預かる事業であることから何よりも安心安全であることが求められていると考えています。また量の見込みに対する確保量も足りている状況です。 泊まりで預かる事業ではありませんが、育児疲れに対応できる児童の預かり事業として産後ケア、一時預かり、子育て援助活動支援事業を市で実施しています。また児童相談所の一時保護事業もあります。今後、子ども・子育て支援事業計画で計画している事業を着実に実行しつつ多様化するニーズに市が提供する事業が合致しているか状況把握と必要な事業の検討を進めていきたいと考えています。 修正箇所 量の確保方策 訂正前：現状では、希望者全員対応可能です。引き続き実施していきます。 訂正後：量としては希望者全員対応可能ですが、多様なニーズに応えるための受け入れ先の確保を検討していきます。
3	P68	▼ 第5章 その他の子育て支援施策 2 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援施策	文科省の調査によると、不登校児童生徒数は11年連続で増えており、直方市の例外に漏れず増加傾向にある。この項目に不登校児童生徒への施策を加えてほしい。フリースクールがない直方市では、学校以外の学びの場が保障されておらず、すべての児童生徒に教育機会確保の目的を果たすためには、具体的対策を講じる必要があるのではないか。	原案どおり	子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項「市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。」に基づき策定する計画です。同条第2項及び第3項に定められる内容について計画となっております。 不登校児童生徒への施策について、適応指導教室（中学生）や学校教育課にスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒一人一人に寄り添った指導助言を行っています。

※ その他、パブリックコメントの実施後、直方市子ども・子育て会議での審議及び庁内からの意見反映に伴い、内容の一部を修正した部分があります。